



つくばみらい市告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、つくばみらい都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年1月15日

つくばみらい市長 小田川



1 都市計画の種類

・ 土地区画整理事業（（仮称）みらい平東地区）

2 都市計画を決定する土地の区域

（1）つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、
字上海道の各一部
大字伊奈東 字伊奈東の一部

3 縦覧場所

つくばみらい市都市建設部都市計画課

つくばみらい都市計画土地区画整理事業の決定 (つくばみらい市決定)

令和7年度

つくばみらい市

つくばみらい都市計画土地区画整理事業の決定（つくばみらい市決定）

都市計画（仮称）みらい平東地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名称	(仮称) みらい平東地区土地区画整理事業				
面積	約 19.1 ha				
公共施設の配置	種別	名称	幅員	延長	備考
	幹線道路	3・4・6 小島新田・小張線	18 m	3, 960 m	都市計画既決定 (平成4年6月15日)
地区内をループする 9 m 道路の配置を計画する。また、南北に 9 m のコミュニティ道路を計画し、道路の段階構成を分かりやすくする。 その他については、6 m 道路を適宜配置する計画とする。					
公園及び緑地	街区公園を半径 250 m の誘致範囲に基づき適宜配置計画する。また、既存の山林を活用した公園も計画する。 また、土地区画整理法施行規則に基づき公園面積を計画人口あたり 3 m ² 以上及び施行地区の面積の 3 % 以上となるように設定する。				
その他の公共施設	雨水排水については、調整池により雨水排出量を調整し、流末の公共下水道雨水幹線へ接続する。污水排水については、既存の公共下水道污水管へ接続する。				
宅地の整備	<p>□ 土地利用 本地区は、つくばみらい市都市計画マスタープランにおいて、住宅地を中心に地域の持つ役割や特性を生かした土地利用を図る「都市的居住地域」の拡大を図る地区として位置付けられており、みらい平駅周辺市街地の人口増加や居住誘導に対応するため、土地区画整理事業による計画的な市街地整備を行い、住宅地としての土地利用の実現を図る。</p> <p>□ 街区の規模 土地の有効利用が図られるよう適正な街区規模を設定する。</p> <p>□ 宅地の整地 道路計画高及び排水計画等を考慮し、周辺地形との整合性を踏まえた造成を行う。</p>				

「施行区域は計画図表示のとおり」

【理 由】

近接する伊奈東市街地地域との連携強化を図りながら、周辺の自然環境や田園環境と調和した、ゆとりある街並み景観に配慮した良好な住宅地の形成を目指し、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、本案のとおり土地区画整理事業の決定を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

つくばみらい都市計画区域 土地区画整理事業総括図 ((仮称)みらい平東地区)

1:20,000



つくばみらい都市計画区域

地区画整理事業計画図 ((仮称)みらい平東地区)

A scale bar and a north arrow are located in the top right corner of the map. The scale bar shows distances of 0, 50, 100, and 200 meters. The north arrow is a black triangle pointing upwards.

凡 例

土地区画整理事業区域界

